

敷地調査共通仕様書 新旧対照表

改定後	改定前
<p style="text-align: center;">敷地調査共通仕様書</p> <p>1 章 一般共通事項</p> <p>1 節 一般事項</p> <p>1. 1. 1 (略)</p> <p>1. 1. 2 用語の定義 敷地共仕において用いる用語の定義は、次のとおりとする。 (1)～(13) (略) (14)「書面」とは、発行年月日 <u>及び氏名が記載</u>された文書をいう。 (15)～(17) (略)</p> <p>1. 1. 3～1. 1. 4 (略)</p> <p>1. 1. 5 書類の書式等 <u>(a) 書面を提出する場合の書式は、別に定めがある場合を除き監督職員の指示による。</u> <u>(b) 敷地共仕において書面により行わなければならないこととされている指示、請求、通知、報告、承諾、協議及び提出については、電子メール等の情報通信の技術を利用する方法を用いて行うことができる。</u></p> <p>1. 1. 6～1. 1. 10 (略)</p> <p>2 節～5 節 (略)</p> <p>2 章 敷地測量 (略)</p> <p>3 章 建築物その他調査 (略)</p> <p>4 章 地盤調査 (略)</p>	<p style="text-align: center;">敷地調査共通仕様書</p> <p>1 章 一般共通事項</p> <p>1 節 一般事項</p> <p>1. 1. 1 (略)</p> <p>1. 1. 2 用語の定義 敷地共仕において用いる用語の定義は、次のとおりとする。 (1)～(13) (略) (14)「書面」とは、発行年月日 <u>が記載され、署名又は捺印</u>された文書をいう。 (15)～(17) (略)</p> <p>1. 1. 3～1. 1. 4 (略)</p> <p>1. 1. 5 書類の書式等 書面を提出する場合の書式は、別に定めがある場合を除き監督職員の指示による。</p> <p>1. 1. 6～1. 1. 10 (略)</p> <p>2 節～5 節 (略)</p> <p>2 章 敷地測量 (略)</p> <p>3 章 建築物その他調査 (略)</p> <p>4 章 地盤調査 (略)</p>